

漁港漁場関係工事積算基準等の準用について

令和4年4月1日
漁業管理課漁港漁場整備室

宮崎県漁業管理課所管事業の積算については、水産庁の積算基準等を準用することとしておりますが、積算基準の一部改定に伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 準用する基準書の取扱い

令和3年度 漁港漁場関係工事積算基準のうち、第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等に示す一般管理費等率については、令和4年度版を適用するものとしてします。

詳細については、別紙「令和4年度 漁港漁場関係工事積算基準 対比表」を参照のこと。

2 適用基準日

入札公告における単価抜き設計書の単価適用日が「令和4年4月1日」以降のものから適用します。

3 問合せ先

宮崎県農政水産部

漁業管理課漁港漁場整備室

T E L:0985-32-4478

E-mail : gyokogyojo@pref.miyazaki.lg.jp

掲載頁	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）	コメント																																						
第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等 P2-3-1	<p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、「表-④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費および貸与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正</p> <p>2-1 前払金支出割合による補正 前払い金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払い金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式による。</p> $G_{P'} = \gamma \times G_P \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ここに、 $G_{P'}$: 補正後の一般管理費等率 G_P : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数 <p>2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合による補正までを行った値に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>22.72%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-5.48972</u></td> <td style="text-align: center;"><u>59.4977</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7.47%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式</p> $G_P = a \cdot \log(C_P) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 G_P : 一般管理費等率 (%) C_P : 工事原価 (円)	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等率	<u>22.72%</u>	<u>-5.48972</u>	<u>59.4977</u>	<u>7.47%</u>	<p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、「表-④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費および貸与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正</p> <p>2-1 前払金支出割合による補正 前払い金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払い金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式による。</p> $G_{P'} = \gamma \times G_P \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ここに、 $G_{P'}$: 補正後の一般管理費等率 G_P : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数 <p>2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合による補正までを行った値に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>23.57%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-4.97802</u></td> <td style="text-align: center;"><u>56.92101</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9.74%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式</p> $G_P = a \cdot \log(C_P) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 G_P : 一般管理費等率 (%) C_P : 工事原価 (円)	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等率	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>	
工事原価 適用 区分等	500万円以下		500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																				
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																					
		a	b																																						
一般管理費等率	<u>22.72%</u>	<u>-5.48972</u>	<u>59.4977</u>	<u>7.47%</u>																																					
工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																					
		a	b																																						
一般管理費等率	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>																																					
	<p style="text-align: center;">表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>前払い金支出割合区分</th> <th>5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を 超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 (γ)</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> </tbody> </table>	前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合	補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<p style="text-align: center;">表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>前払い金支出割合区分</th> <th>5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を 超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 (γ)</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> </tbody> </table>	前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合	補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00															
前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合																																				
補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																				
前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合																																				
補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																				